2023(令和5)年度 尾道市立大学 新型コロナウイルス感染症による活動制限指針;2023年3月13日改訂、9月24日以降当面の間レベル0.5継続

現在のレベル

| 本学のレベル | 通常時 | レベル0 | レベル0.5 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 |
|-------------------|-----|---|---|---|---|---|--|
| 判断基準 | | 大学における感染 症対策として密 の回避(-身体的 距離の確保)が不 要になった場合。 | 大学内における感染拡大防止が可能な場合 | 大学内における感染拡大防止が困難な場合(新たな変異株の出現、医療ひっ迫等の影響による) | 尾道市または近隣地域にまん延防止等重点措置 が適用された場合 | 以下のいずれかの場合 ・広島県に緊急事態宣言が発令された場合。 ・広島県に緊急事態措置が適用された場合。 | 大学に休業要請があった場合。もしくは休業が 必要な事態が発生した場合。 |
| 活動制限 | なし | なし | 一部活動制限 | 活動制限·小 | 活動制限·中 | 活動制限·大 | 原則活動停止 |
| 授業 (講義・演習・実習) | | 感染拡大防止に配 | (a)履修者数130人未満の授業は原則対面で実施する(その上でオンライン学修ツールを有効活用する)。(b)履修者数130人以上の授業において、教室が確保できる場合は対面活動を行うことができる(その場合、対面活動に出席しない学生には代替の活動やオンライン授業提供を行う)。 上記(a)(b)以外は、オンラインによる授業提供を行う。 | (a)演習・実習、および履修者数50人未満の購 義は原則対面で実施する(その上でオンライン学 修ツールを有効活用する)。 (b)履修者数50人以上の購養において、対面出 | ・原則オンラインによる授業提供を行う。 | ↓ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | 全休講 |
| 学生の大学入構 学内施設利用 | | 通常どおり | 感染拡大防止に配慮しながら大学入構・施設利用を行う。 | | 原則登学禁止。大学入構・学内施設利用は予約 制(原則前日まで、一部当日可)とする。 | 原則登学禁止。大学入構・学内施設利用は許可制(前日まで)とする。 | 入構不可 |
| 学生の課外活動 | | 通常どおり | 感染拡大防止に最大限配慮したうえで、課外活動を実施する。 | 感染拡大防止に最大限配慮したうえで、課外活動を実施する。ただし、キャンパス内外における 屋内での大規模集会は禁止する。 | 感染拡大防止に最大限配慮したうえで、活動状態に応じて一部の課外活動のみ許可する。 | 感染拡大防止に最大限配慮したうえで、屋外で の個人活動(練習)のみ許可する。 | 全面活動停止 |
| 教員の研究活動 | | 通常どおり | 感染拡大防止に配慮しつつ、研究活動を遂行す る。 | 安全環境下において研究活動を遂行する。必要 な場合は学内施設を利用することができる。 | 安全環境下において研究活動を遂行する。必要 不可欠な場合のみ学内施設を利用することがで きる。 | 安全環境下において研究活動を遂行する。緊急 性のある必要不可欠な場合のみ学内施設を利用 することができる(所属科長の許可が必要)。 | 緊急対応のために必要な教員のみ出勤し、その 他教員は在宅勤務で研究活動を遂行する。 |
| 事務職 | | 通常どおり | 感染拡大防止に配慮しつつ、業務を遂行する。 | 感染防止に配慮しつつ、業務を精査して遂行する。所属長の判断により業務遂行場所の分散、交代制勤務、テレワーク、時差出勤可とする。 | 感染防止に配慮しつつ、業務の優先度を精査して遂行する。所属長の判断により業務遂行場所の分散、交代制勤務、テレワーク、時差出勤可とする。 | 資産維持・管理にかかわるもの等、必要な業務を 精査して遂行する。 | 資産維持・管理にかかわるもの等、必要な業務を 精査して遂行する。 |
| 学内会議 | | 通常どおり | 感染拡大防止措置の上、対面会議を行う。希望 者のオンライン参加を認める。 | オンライン会議を推奨する。対面会議を行う場合 は感染拡大防止に最大限配慮する。 | 可能な限りオンライン会議を実施する。 | 原則としてオンライン会議を実施する。 | 内容を精査したうえで、必要な場合はオンライン 会議を実施する。 |
| 教職員の出張・旅行 | | 通常どおり | 緊急事態宣言地域などの感染拡大地域への出 張・旅行はできるだけ控える。 | 緊急事態宣言地域などの感染拡大地域への出 張 旅行はできるだけ控える。不要不急の出張・ 旅行を自粛する。 | 緊急事態宣言地域などの感染拡大地域への出 張・旅行は原則禁止とする。不要不急の出張・旅 行を自粛する。 | すべての出張・旅行を原則禁止とする | 不要不急の外出等を自粛し、原則自宅待機とす る。 |
| 来学者への対応 | | 通常どおり | 総務課への届出が必要 (本人または応対者) | 総務課への事前届出が必要 (本人または応対者) | 総務課への事前申請・許可が必要 (本人または応対者) | 原則入構不可 | 入構不可 |
| 本学主催の対面活動を伴う行事 | | 通常どおり | 感染拡大防止に配慮しながら、本学の教育研究 活動に支障がない範囲で実施する。 | 原則として対面活動を伴わない形態での実施に 変更する。変更できない場合は中止とする。場 所・参加者・社会状況等をふまえ、本学の教育研 究活動に支障がないと判断される場合は感染拡 大防止に最大限配慮したうえで対面で実施す る。 | 変更できない場合は中止とする。 | 原則中止 | 中止 |

^{*}活動内容と感染症対策の計画から、参加者の感染および感染拡大リスクが低いと判断された場合は表中に示したものより制限を緩和した活動を認める場合があります。(担当課・係を通じての申請が必要です。)

^{*3}月13日以降、マスク着用については個人の判断に任せられています。大学としては、密集する状況や室内で大きな声を出す状況ではマスク着用を推奨します。(マスクの着不着によって批難や差別のないようにお願いします。)

^{*}この活動制限指針は、今後の状況に応じ、見直しを行う場合があります。

2023(令和5)年度 新型コロナウイルス感染症による活動制限指針-授業に関連する学外活動の活動制限指針-;2023年3月13日改訂、9月24日以降当面の間レベル0.5継続

| 本学のレベル | 通常時 | レベル0 | レベル0.5 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 |
|---------------------------------|-----|--|--|---|--|---|------------------------------------|
| 判断基準 | | 大学における感染 症対策として容的 の回避(-身体的 距離の確保)が不 要になった場合。 | 大学内における感染拡大防止が可能な場合 | 大学内における感染拡大防止が困難な場合(新たな変異株の出現、医療ひつ迫等の影響による) | 尾道市または近隣地域にまん延防止等重点措置 が適用された場合 | 以下のいずれかの場合 ・広島県に緊急事態宣言が発令された場合。 ・広島県に緊急事態措置が適用された場合。 | 大学に休業要請があった場合。もしくは休業が必要な事態が発生した場合。 |
| 活動制限 | なし | なし | 一部活動制限 | 活動制限・小 | 活動制限·中 | 活動制限·大 | 原則活動停止 |
| 授業 (講義・演習・実習) | | 慮しながら、対面授 業を実施する。 | (a)履修者数130人未満の授業は原則対面で実施する(その上でオンライン学修ツールを有効活用する)。 (b)履修者数130人以上の授業において、教室が確保できる場合は対面活動を行うことができる(その場合、対面活動に出席しない学生には代替の活動やオンライン授業提供を行う)。 上記(a)(b)以外は、オンラインによる授業提供を行う。 | 義は原則対面で実施する(その上でオンライン学 修ツールを有効活用する)。 | | 以下として、あるいは感染防止対策を強化したう とができる(対面活動の必要性を、授業担当教員 意も必要である)。 | 全休講 |
| 授業に関連する学外活動 | | | | | | | |
| 日本国内における 宿泊を伴わない学外活動 | | 通常どおり | ①授業担当教員は活動日2週間前までに教務係に「学外活動計画書(参加予定学生リスト・感染対策チェック リスト付、書式あり)」を提出する。提出された計画書をもとに危機管理対策会議が活動の可含を決定する。 2/複業担当教員は、活動終了後すみやかに教務係に「学外活動経合書」活あり)」を提出する。 ③活動先がまん延防止等重点措置適用地域または緊急事態措置・宣言地域になった場合は活動を延期また は中止する。 ④学生は、学外活動網始7日前から授業担当教員が指定した様式で健康状態・行動履歴の記録を行う。以後 授業担当教員の指示に従う。 | | | | 学外活動停止·全休講 |
| 日本国内における 宿泊を伴う学外活動 | | 通常どおり | の授業担当教員は活動日之調目前までに教務係に学外活 リスト付、書式あり)を提出する。同時に宿泊時の懸染防止 された計画書をもとした機管理対策会議が活動の司容を 2授業担当教員は、活動終了後、すみやかに教務係に学外 3活動先がまん返防止等連に措置適用地域または緊急事は は中止する。 4学生は、学外活動開始7日前から授業担当教員が指定し 授業担当教員の指示に従う。 | 対策に関する計画書(任意書式)を提出する。提出 決定する。 ・活動報告書(書式あり)」を提出する。 B措置・宣言地域になった場合は活動を延期また | ・宿泊を伴う学外活動を行わない。 ・必要な場合、同時参加者の人数を基本的に10人以下として、あるいは感染防止対策を強化したうえで、字科・課程の許可を受けて宿泊を伴わない学外活動を行うことができる「学外活動の必要性を授棄担当教員から学生に説明すること。また、字外活動に参加できない学生には代替の活動を提供すること。)。 | | 学外活動停止·全休講 |
| 日本国外における 学外活動 ^(注) | | 通常どおり | ①授業担当教員は、4月末日までに当該年度の「研修計画書(任意書式)」を教務係に提出する(参加予定学生 リフト、活動先の社会状況、入出国の条件や制限、参加学生の活動前後の期間を含む健康状態と行動腹歴の ・必要に応じて代替活動の提供等を行う。 ・の表に対して、・の表に対し、・の表 | | | | 学外活動停止·全休講 |
| 教職課程の学外活動 | | 通常どおり | ①教職支援センターは4月末日までに当該年度の「学外楽」 ②学生は、学外活動開始2週間前までに活動中滞在先に移 う。 ③活動先で緊急事應措置がとられている場合、教職支援セ の把握を行う。 | 学外活動停止·全休講 | | | |

⁽注)渡航先の感染拡大状況について、各国の入国制限及び条件・行動制限措置をもとに本学のレベルに準じて判断します。また当該年度内に外務省の渡航中止勧告・退避勧告が発出された地域での学外活動は行わないものとします。

^{*}活動内容と感染症対策の計画から、参加者の感染および感染拡大リスクが低いと判断された場合は表中に示したものより制限を緩和した活動を認める場合があります。(担当課・係を通じての申請が必要です。)

^{*3}月13日以降、マスク着用については個人の判断に任せられています。大学としては、密集する状況や室内で大きな声を出す状況ではマスク着用を推奨します。(マスクの着不着によって批難や差別のないようにお願いします。)

^{*}この活動制限指針は、今後の状況に応じ、見直しを行う場合があります。